

新座市企業告示第23号

水道法（昭和32年法律177号）第25条の7の規定により、下記の事業者から事業の休止の届出があったことを告示する。

令和8年4月17日

新座市水道事業管理者
新座市長 並木 傑



記

給水装置工事事業者	株式会社埼京住設工業
所在地	埼玉県新座市馬場四丁目13番1号
代表者の氏名	代表取締役 関根 孝成
休止年月日	令和8年4月14日